

事業名	内容	利用料	備考
緊急通報装置貸与	在宅での緊急時にペンダントを押すと、警備会社に信号が送られ、緊急対応します。また、人感センサー機能があり、12時間以上動きがない場合にも警備会社が対応します。	無料 (通信費は月額数十円程度)	対象者：次の全ての要件を満たす方 ①在宅で海南市に住所を有する方 ②65歳以上の方 ③ひとり暮らしで病弱な方 ④申請者及びその扶養義務者の属する世帯全員の前年度所得税が非課税であること ⑤固定電話を設置している方または設置可能な方
家族介護用具給付	紙おむつ、尿取りパッドなどの介護用具を年4回にわけ、自宅まで配達します。	無料	対象者：次の全ての要件を満たす方 ①要介護者、介護している家族が共に海南市に住所を有する方 ②市民税非課税である要介護者を在宅で介護している家族 ③要介護者が要介護認定において要介護4・5の高齢者の方。または要介護1から3で、認定調査等において「常時失禁状態」と確認できる高齢者の方
高齢者等訪問理髪サービス	理容師が自宅を訪問し、散髪を行います。	自己負担 1回1,300円 (利用時にお支払いください)	対象者：海南市に住所を有する方で、次のいずれかに該当する方 ①概ね65歳以上で、寝たきりなどにより理髪を受けることが困難な方 ②身体障害者手帳または療育手帳の保持者で、特別障害者手当または障害児福祉手当の受給者で外出が困難な方 ＊利用回数は年間6回まで
配食サービス	週3回（上限）の昼食を配達します。 (利用曜日は地区により異なります。)	普通食400円 他メニューあり (配達時にお支払いください)	対象者：市内に住居を有する概ね65歳以上で次のいずれかに該当し、家庭での食事の調理が困難な方 ①高齢者のみの世帯に属する方 ②1人暮らしの重度心身障害者（1級または2級）
高齢者住宅改造補助	介護保険の居宅介護住宅改修費または居宅支援住宅改修費の支給対象となる住宅改修費の補助を行います（20万円まで）。	補助額の上限を超える場合は自己負担	対象者：次の全てに該当する方 ①市内に住居を有する満65歳以上の方 ②介護保険の要介護認定で要支援以上と認定された方 ③身体の障害等により日常生活を営むのに支障があり、住宅の改造が必要であると市長が認めた方 ④海南市重度身体障害者住宅改造助成事業の助成を受けていない方 ⑤生活保護世帯または市民税非課税世帯の方 ⑥世帯の収入合計が（100万円＋（世帯員数－1）×40万円）以内の方 ⑦世帯の金融資産合計が（350万円×世帯員数）以内の方 ⑧活用できる資産がない方 ⑨同一世帯員以外の者から扶養を受けていない方

高齢介護課

連絡先：073-483-8601

事業名	内容	利用料	備考
日常生活用具 給付	電磁調理器等の給付や電話 の貸与を行います。	無料 (但し、電話 の貸与につい ては通話料及 び基本使用料 は利用者負 担)	対象者：次の全ての要件を満たす方 ①おおむね65歳以上のひとり暮らし の要援護の方 ②生活保護受給又はこれに準じる低 所得の方 ※給付品目により、その他条件あり 連絡先 高齢介護課高齢者班 073-483-8601
補聴器購入費 助成	補聴器購入費を助成しま す。 【助成上限額】30,000円 ※補聴器1台分 (集音器は対象外) ※購入前に申請が必要で す。	上限を超えた 分は自己負担	対象者：次の全ての要件を満たす方 ①市内に住所を有する65歳以上の方 ②市民税非課税世帯又は生活保護世 帯の方 ③聴力障害による身体障害者手帳の 交付対象とならない方 ④聴力レベルが中等度難聴または耳 鼻咽喉科の医師が補聴器の必要性を 認めた人 ⑤5年以内に本事業の助成を受けて いない方
高齢者・障害 者等見守り・ 安心ネット ワーク	・認知症等で行方不明になるおそれのある人を家族等が海南市高齢介護課または社会福祉課に事前に登録します。登録届は、海南警察署・和歌山県警にも提供されます。 ・登録された人には、登録番号を付与した見守り・安心ステッカーを給付します。 ・ステッカーは靴に貼り付け、行方不明時の目印、身元確認に活用します。 ・万が一、行方不明になった際は、家族等の同意のもと、登録された行方不明者の情報をFAXなどで見守り協力機関・協力者に提供し、地域での見守りの目を増やすことで、早期の発見を目指します。	無料	連絡先 高齢者の方：高齢介護課地域支援班 073-483-8762 障害者の方：社会福祉課障害福祉班 073-483-8602

高齢介護課

連絡先：073-483-8601

事業名	内容	利用料	備考
認知症サポーター養成講座	認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を応援していくための講座です。所定の研修を修了した講師役のキャラバン・メイトが自治体、各種サークル、企業などの会合にお伺いし、「認知症について」分かりやすい講座を開催します。	無料 ※講座の出前を希望される団体等は、開催予定日の1カ月前までに、高齢介護課地域支援班までご連絡ください。	日時：自由です（講師の都合により調整させて頂く場合あり） 場所：海南市内 対象：どなたでも参加いただけます 人数：5名以上（少数の場合はご相談下さい。） 時間：60分～90分（変更可） 連絡先 高齢介護課地域支援班 073-483-8762
介護予防教室	おおむね65歳以上の方を対象に介護予防に関する講話（栄養・口腔等）や体操などを実施します。	無料	連絡先 高齢介護課地域支援班 073-483-8762

社会福祉課

連絡先：073-483-8602

事業名	内容	利用料	備考
海南市障害者基幹相談支援センター	障害のある人の地域生活を支援するため、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、社会福祉士や相談支援専門員などの専門職員が障害のある人やその家族、支援者からの相談に応じます。 社会福祉法人 和歌山県福祉事業団 （市が上記法人に委託） 073-488-6305	無料	開設時間： 平日8時30分～17時15分 業務内容： ①休日・夜間など緊急時の相談、対応 ②地域の相談支援体制の強化 ③地域移行・地域定着のコーディネート ④虐待防止や権利擁護事業 ⑤障害者地域自立支援協議会の運営など
相談支援事業	障害のある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。 療育センターA O I 073-483-0454 障害児者相談支援事業所らん 073-488-6314 海南市社会福祉課 073-483-8602	無料	相談される方は、それぞれの事業所にまずはお電話ください。また、定期的に公共施設（海南保健福祉センター）で巡回相談を実施しています。 巡回相談 第2水曜日（原則） 療育センターA O I 障害児者相談支援事業所らん ※日程等は市報等に掲載。 相談は予約制です。